

【参考資料】

朝霞市児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例

改正後	改正前														
<p>(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 1568 582 2033">名称</th> <th data-bbox="502 1120 582 1568">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="582 1568 654 2033">(略)</td> <td data-bbox="582 1120 654 1568">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="654 1568 726 2033">朝霞市ひざおり児童館</td> <td data-bbox="654 1120 726 1568">朝霞市膝折町1丁目7番40号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="726 1568 798 2033">朝霞市ほんちよう児童館</td> <td data-bbox="726 1120 798 1568">朝霞市本町2丁目3番22号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	朝霞市ひざおり児童館	朝霞市膝折町1丁目7番40号	朝霞市ほんちよう児童館	朝霞市本町2丁目3番22号	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 672 582 1120">名称</th> <th data-bbox="502 208 582 672">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="582 672 654 1120">(略)</td> <td data-bbox="582 208 654 672">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="654 672 726 1120">朝霞市ひざおり児童館</td> <td data-bbox="654 208 726 672">朝霞市膝折町1丁目7番40号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	朝霞市ひざおり児童館	朝霞市膝折町1丁目7番40号
名称	位置														
(略)	(略)														
朝霞市ひざおり児童館	朝霞市膝折町1丁目7番40号														
朝霞市ほんちよう児童館	朝霞市本町2丁目3番22号														
名称	位置														
(略)	(略)														
朝霞市ひざおり児童館	朝霞市膝折町1丁目7番40号														
<p>(業務) 第3条 児童館は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童に関係のある機関、<u>団体等との連絡に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、児童館の設置目的を達成するために必要な事業に関する</u>こと。</p> <p>(休館日) 第5条 (略) 2～5 (略)</p> <p>6 朝霞市ほんちよう児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、5月5日を除く。</p>	<p>(業務) 第3条 児童館は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童に関係のある機関及び団体等との連絡に関すること。</p> <p>(3) その他 <u>児童館の設置目的を達成するために必要な事業に関する</u>こと。</p> <p>(休館日) 第5条 (略) 2～5 (略)</p>														

<p>(1) 休日 (2) 5月7日 (3) 木曜日。ただし、前2号に掲げる休館日に当たるときは、その日 後において、その日に最も近い休館日でない日 (4) 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</p> <p>7 (略)</p> <p>(利用時間) 第6条 児童館の利用時間は、午前9時30分から午後5時30分までと する。ただし、朝霞市ほんちよう児童館の利用時間は、午前9時30分 から午後8時まで（小学生以下の児童が利用する場合は、午前9時30 分から午後5時30分まで）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるとき は、市長の承認を得て児童館の利用時間を変更することができる。</p>	<p>6 (略)</p> <p>(利用時間) 第6条 児童館の利用時間は、午前9時30分から午後5時30分までと する。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認 を得てこれを変更することができる。</p>
<p>(利用の取消し等) 第9条 指定管理者は、児童館の利用について、次の各号のいずれかに該 当すると認めるときは、その利用に条件を付し、若しくは利用の許可を 取り消し、又はその利用をさせないことができる。 (1)～(3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。</p>	<p>(利用の取消し等) 第9条 指定管理者は、児童館の利用について、次の各号のいずれかに該 当すると認めるときは、その利用に条件を付し、若しくは利用の許可を 取り消し、又はその利用をさせないことができる。 (1)～(3) (略) (4) その他 管理上支障があるとき。</p>